［事案 2023-125］入院給付金支払請求

・令和 7 年 1 月 16 日　和解成立

＜事案の概要＞

新型コロナウイルス感染症に罹患した際の入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 4 年 12 月末に新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）に罹患したため、同年 6 月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金を請求したところ、支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

(1) 令和 4 年 5 月、募集人から、コロナに罹患した場合、入院をしなくても陽性証明書だけで給付金が出ると説明を受けたため契約した。

(2) 同年 9 月、知人から、国の方針でコロナに罹患しても保険が下りなくなったので保険をやめたとの話を聞いたため、募集人に本契約をやめたい旨の連絡をしたところ、糖尿病の持病がある自分については、コロナの対応はこれまでと変わらない旨の説明を受けたため、契約を継続した。

(3) 同年 12 月下旬、コロナに罹患した疑いが生じたため、検査を受け、陽性であった場合には医師が治療薬を処方することとなったが、コロナ陽性の検査結果が出たのが 3 日後であり、医療機関の年末年始休暇により治療薬の処方をしてもらえなかった。

(4) コロナに罹患した後、後遺症にもなったが給付金は支払われなかった。給付金が支払われないと知っていたならば、契約を継続する必要はなかった。

(5) 自分は、陽性証明を提出したが、募集人から、保険会社の方針が変更となり診断書が必要となったと言われ、診断書を提出したらまた保険会社の方針が厳しくなって無理になりそうと言われ、最終的に全くお支払いできませんと言われた。その間、やめますと連絡しても、その度に募集人からもう少し上に掛け合ってみますなどと言われてやめさせてもらえなかった。

＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 令和 4 年 9 月 26 日から令和 5 年 5 月 7 日までのコロナのみなし入院による入院給付金の支払対象は、発生届の対象者である。重症化リスクが高い方で、糖尿病等の持病がある方は、特定の治療薬の処方や酸素投与の事実がわかる診療明細書が提出された場合に、支払対象となる。

(2) 申立人が提出した宿泊・自宅療養証明書には、治療薬「なし」、酸素投入「不要」にチェックされていたため、支払対象に該当しない。当社は、保健所への発生届の届出の有無について病院に確認したが、届出の事実はなかった。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の状況、給付金請求の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 令和4年9月下旬および同年11月上旬の少なくとも2回にわたり、募集人は、LINEメッセージまたは面談において、コロナの給付金支払の取扱変更に関し誤った説明をした。募集人が正しい説明を行っていたならば、申立人はその時点で本契約を解約していた可能性が相応にあったものと考えられる。

(2) 申立人がコロナに罹患し、給付金請求を行い、保険会社が令和5年2月に給付金の不払いを決定するまでの間、募集人は申立人にコロナの給付金支払の取扱変更の詳細について説明しなかったものと認められ、これらの経緯も本件紛争の原因となったものと考えられる。